

議案第45号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月目黒区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「定める者」の次に「（第18条の4第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条の次に次の3条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の4 教育委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の教育委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の5 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) 前2号に掲げる措置のほか、教育委員会規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- (妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第18条の6 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月目黒区条例第11号）第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして教育委員会規則で定める制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の教育委員会規則で定める事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資するものとして教育委員会規則で定める事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

2 目黒区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第18条の4の規定の例により、同条に規定する意向確認等を行うことができる。この場合において、その行われた意向確認等は、施行日以後は、同条の規定により行われたものとみなす。

3 教育委員会は、施行日前においても、新条例第18条の5の規定の例により、同条各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同条の規定により講じられたものとみなす。

4 教育委員会は、施行日前においても、新条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(説明) 子育て部分休暇を拡充するとともに、仕事と介護又は育児の両立の

支援に係る意向確認等の措置を講ずるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。